

令和 6 年 第 9 回 寄 居 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録		
開 催 年 月 日	令和 6 年 9 月 2 5 日（水）	
開 催 場 所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 1 時 3 0 分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 2 時 3 6 分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	1 1	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	欠	1 2	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	欠		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
1 0	中 島 英 樹	欠		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 鈴木秀幸
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) 本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 ただ今から、令和6年第9回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、梅澤功委員、福島隆志委員、中島英樹委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。 現在の出席委員は12名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和6年第9回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第82号から議案第85号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第86号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第4、議案第87号から議案第93号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。
議長	日程第5、議案第94号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 議事日程は以上でございます。 それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、金子達委員と石附征夫委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第82号から議案第85号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第82号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第82号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 申請地は、先々月、7月の総会で、住宅敷地拡張の農地転用で御審議いただいた土地に隣接する農地です。 譲受人は、以前から農業に興味があり、隣接する宅地に居住予定になっていることや職場も隣接する工場のため、農地の管理がしやすいと考え、申請に至ったとのことです。 本申請地においては、サツマイモやネギなどの露地野菜を栽培する予定とのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
議長 石附委員	石附委員。 9月21日に、坂本推進委員と現地調査を行いました。西部地区は、担い手がない状況で

	困っているところですが、譲受人からは、ぜひ耕作にチャレンジしていきたいとの頼もしいお話を伺いました。 お話を伺いますと、申請地と隣接した荒廃農地についても、可能であれば、耕作していきたいと意気込んでおりました。 現地についても、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 82 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 82 号は原案のとおり、決定いたします。 次に議案第 83 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 83 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 譲受人は、10 年ほど前から現在の住まいに越して以来、本申請地を管理しておりましたが、所有者から農地を処分したい話があったことから、自作地として取得したいと考え、申請に至ったものです。 申請地では、露地野菜を栽培する予定とのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 4 号農作業常時従事、第 6 号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、まず、地元委員からご意見をお願いいたします。
石附委員	石附委員。 21 日に現地確認を行いました。譲渡人に事情を伺いまして、事務局の説明にもありましたが、高齢で一人でお住まいとのことで、処分したいと考えていたようです。 譲受人についても、申請地を以前から管理していたとのことで、問題ないものと思います。 ご審議をよろしくをお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 83 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 83 号は原案のとおり、決定いたします。 次に議案第 84 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 84 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 譲受人は、以前から農業に興味を持っていましたが、申請地の隣接する建物に事務所を移転する際、このあとご審議いただく議案第 93 号の話と合わせて譲渡人から、遠方に住んでいて管理も大変なので、農地も一緒に買ってもらえないか相談があり、職場も隣接地であり、農地の管理がしやすいと考え、申請に至ったとのことです。

	本申請地においては、みかんを栽培する予定とのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、まず、地元委員からご意見をお願いいたします。
戸屋委員	戸屋委員。 先日、現地確認をしまして、譲受人とお会いしてきました。譲受人は工務店を営んでいまして、申請地の道向かいにある、事務所用地を買い求めたそうです。 農地については、柿の木が植わっています。農機具を購入して耕作していきたいとのことでした。
議長	近所の方も、特段の意見はないとのことでしたので、皆様のご審議をお願いいたします。他にご意見はございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第84号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第84号は原案のとおり、決定いたします。
事務局	次に議案第85号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第85号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 譲渡人は町外に住んでおり、申請地の管理に苦慮しておりましたが、近くで作業をしていた譲受人に譲りたい話をしたところ、譲受人からも了承を得られ、今回の申請に至りました。 申請地では、飼料用としてイタリアンライグラスを栽培する予定とのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
小和瀬推進委員	小和瀬委員。 23日に、矢那瀬委員と2人で、現地確認と譲受人にヒアリングを行いました。 事務局の説明のとおり、譲受人は、〇〇牧場の次の後継者ということで、今は主体となつて、牧場経営をしておられます。 申請地と近接した農地は、譲受人が借地し、耕作している土地であります。 申請地については、桑が生い茂り、何十年もの間、管理がされていない土地でありました。たまたま、譲受人が作業をしていた際に、申請地の管理のために訪れていた事業者を介して、今回の話があり、縁はありませんが、贈与ということで、引き受けたいとのことでした。 私の耕作地も、この申請地の付近にありますが、申請地については、なんとかしなくてはいけないと思っていたところに、今回の話があり、きれいになってよかったと思っています。 酪農も、飼料の高騰が進んでおり、少しでも自前で調達できればということで、申請に至ったとのことです。問題はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。

	農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動や権利設定の許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。 また、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 86 号及び議案第 89 号、議案第 90 号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図を併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 当初の事業計画者で、今回の譲渡人は、平成 12 年に自己用住宅を建築する目的で転用許可を取得しておりますが、生活の変化に伴い、現在の住まいである、居宅を建築し、居住していることから、手つけずの状態となっていたため、町内の不動産業者に相談したところ、今回の継承者・譲受人らから、自己用住宅地と宅地分譲地として利用したいとの話があったことから、今回の申請に至ったとのことでした。 議案第 89 号の継承者・譲受人は現在、町内の借家に家族で暮らしておりますが、手狭に感じ、同じ町内で、自己用住宅の建築をしたいと思い、申請に至ったとのことでした。 議案第 90 号の継承者・譲受人は、町内に所在のある、主に不動産業を営む法人で、申請地周辺の環境が、住宅用地として適していると考え、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
新井委員	新井委員。 現地については、9 月 20 日の午前中に、確認してまいりました。例年の利用状況調査では、保全管理地になっているところでした。 譲渡人は、現在の住まいが他市にありますので、事務局に確認後、電話にて、事情を伺いました。 旦那さんは施設に入居されており、奥さんにお話を伺いました。 譲受人は、申請地近くの南側に借地で自宅があり、平成 12 年当時、自己用住宅の建設を予定していたところ、家庭の事情により、現在の居宅を建てたあとは、手付けずの状態であったとのことでした。 高齢になってきたため、土地の処分を考えていたところ、譲受人から相談があったとのことでした。
議長	内容についても問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは順に採決いたします。 議案第 86 号について、原案のとおり、計画変更を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第 86 号は原案のとおり、計画変更を承認することとして、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 89 号について、原案のとおり、許可相当として決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 89 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付いたします。 続いて、議案第 90 号について、原案のとおり、許可相当として決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 90 号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 4、議案第 89 号、90 号は、先ほど審議しましたので、この 2 議案を除く、議案第 87 号から 93 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題いたします。
事務局	それでは、議案第 87 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 3 ページを御覧ください。 議案第 87 号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図を併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、都内に所在する、主に自然エネルギーによる発電事業を行う法人で、太陽発電事業地の検討を行っていたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 このあと御審議いただく、議案第 87 号の申請者とは、同族の法人で、子会社である申請者、譲受人が発電事業を行い、親会社が売電事業を行うもののことです。 なお、本申請の前に、町の太陽光条例に基づく事前協議を 4 月 2 日に、また、地元説明会を 5 月 2 日に済んでいることを担当課に確認しております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、該当するものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見ををお願いいたします。 坂本推進委員。
坂本推進委員	21 日に、石附委員と現地確認を行いました。申請地周辺の農地については、草地の状態で、申請地の右となりについては、太陽光発電設備が設置されておりました。 町条例の説明会等手続きがされており、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 87 号について、原案のとおり、許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 87 号は原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 88 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 88 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。 申請者、譲受人は、〇〇神社の宗教法人で、祭礼時や、〇〇公会堂で行う区の行事等の際には、利用者の車両で大変な混雑が発生するなど、危険に感じていたため、本議案の申請地を駐車場として整備することで、安全を確保し、地元の役に立ちたいと考え、申請に至ったということです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
事務局	この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。 坂本推進委員。
坂本推進委員	21 日に、石附委員と 2 人で現地を確認してまいりました。道路沿いの一部は、既に舗装され、駐車場として使用されており、その他の部分は、梅の木が植えられております。 譲受人と譲渡人については、夫婦でありまして、特段の問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 88 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 88 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 91 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 91 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、都内に所在する、主に自然エネルギーによる発電事業を行う法人で、太陽発電事業地の検討を行っていたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったということです。 なお、本申請の前に、町の太陽光条例に基づく事前協議を 4 月 2 日に、また、地元説明会を 5 月 2 日に済んでいることを担当課に確認しております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、該当するものと考えます。

議長 新井委員	説明は、以上です。 この件について、地元委員から、ご意見ををお願いします。 新井委員。 9月20日の午後に現地確認を行いました。譲受人については、町条例の事前協議や、説明会を開催しており、問題ないものと思いますので、譲渡人に事情を伺いました。 家族内でも、農地の管理について困っていると考えていたところ、いくつかの事業者から売ってくださいと話が来ていたようです。 これからは、自分で管理していくことも難しいと思い、この機会に手放したいと考えたとのことでした。 特に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第91号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第91号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。次に、議案第92号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第92号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は町内所在で、主に土木建設業を行う法人で、町が発注した下水道工事を請け負いましたが、工事に伴い、管材や砕石等の資材置場や、現場作業員の事務所を設置する必要がありますが、本申請地を借り受けられることとなったことから、申請に至ったとのことでした。 本申請は、一時転用許可を受けるものであり、使用期間は、許可日から6ヶ月間となっております。 施工方法は、工事中の使用時は鉄板敷とし、復元方法は、鉄板の撤去後、バックホウによる整地をする計画です。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
議長	説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見ををお願いいたします。 戸屋委員。
戸屋委員	先日、譲渡人に事情を伺いました。譲受人の方から、下水工事の関係で、譲渡人の方から、相談があったとのことでした。 案内図の申請地と表示されている箇所の砂利道を工事するというので、資材などを置きたいということでした。
議長	ご審議をよろしくをお願いいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 92 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 92 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 93 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 93 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内で、建築・土木業を営む法人ですが、点在する、現在の事務所や駐車場等を集約したいと考えていたところ、申請地西側の〇〇番地に建つ、事務所を購入してきたため、事務所から、ほど近い本議案の申請地を駐車場として利用したいと考え、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、該当するものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
戸屋委員	戸屋委員。 先日、現地確認をしてまいりました。1 年ほど前に、譲受人が、この事務所を買ったような話は聞いておりました。駐車場は、この農地を転用するのかなと心配していたところ、そのとおりで、申請があったようです。 異論はありませんので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 93 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 93 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 5、議案第 94 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたしますが、金子達委員が、関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく、議事参与の制限により、また、矢那瀬信一郎推進委員が、関係のある事項に該当するため、退席の申し入れがあり、許可することといたしましたので、審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。 (金子達委員、矢那瀬推進委員が退席)
議長 事務局	それでは、議案第 94 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 5 ページを御覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。

	それでは、議案 94 号につきまして、説明いたします。 今回の計画は、全 34 筆で、合計面積が 33,605.35 m²です。 農地の内訳は、議案書の右下のとおりになります。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 94 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 94 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 議案審議が終了しましたので、金子達委員、矢那瀬信一郎推進委員は、復席してください。 (金子委員、矢那瀬推進委員が復席)
議長	以上で、全ての議案審議が終了しました。委員から何かありましたら、お願いいたします。 戸屋委員。
戸屋委員	今回の議案の関係ですが、譲受人に事情を伺うため、連絡したところ、何のことか承知しておらず、農地転用許可の審議のため、地元で確認する必要がある旨を伝え、後日、申請地に集合することになりました。 申請地では、なぜか譲受人ではなく、不動産屋のみが来ており、確認したところ、本件については、譲受人ではなく、こちらに連絡してほしいと説明されました。 私としても、議案書に記載された者にしか、確認しようがない旨を伝えましたが、役場には、そのように届け出ているとのことでした。 農業委員会の帽子を被って、現場に行きましたので、不動産屋も、私が農業委員ということを確認はしていましたが、どこまで踏み込んで確認をするのが望ましいのか、教えて頂ければと思います。
議長 事務局	事務局。 戸屋委員の御質問に回答いたします。 本議案に限らず、ほとんどの申請については、代理人が関与しております。今回の件は、譲受人が、詳しい事情を承知していなかったと思われますが、以前、横田推進委員からも、ヒアリングを行いたい、連絡先が分からない場合にはどうしたらよいかとのお話もございました。 もし、御連絡を取って頂いた場合でも、事案としては、滅多にないものと思いますが、不穏様子といえますか、トラブルになりそうな場合には深追いせずに、一度、事務局へ連絡いただければと存じます。
議長 戸屋委員	現地調査や申請者双方にお話を伺って頂くというのは、事情をよく調べて頂けているということで、非常にありがたいことではありますが、こうしたケースの場合には、一度、退いた上で、事務局に相談頂ければと存じます。 戸屋委員。 代理人には、農業委員会に申請を行うと、農業委員からヒアリングなどがあると、伝えたほうがよいと説明しました。事前に周知があれば、トラブルも避けられると思います。

清水推進委員	議長 事務局	事務局。 事務局としても、皆様に議案発送を行う前に現地確認を行い、申請者に事情を伺うなどもしております。申請を頂く際には、戸屋委員からお話しがあったように、委員の方々が調査に来る場合がある旨の説明を行っております。
	議長	繰り返しになりますが、今回のようなケースが予想される場合には、トラブルを防ぐためにも、事務局にご相談頂ければと存じます。
	議長	他になにかございますか。
	議長	清水推進委員。
	議長	事務局にご教示頂きたいのですが、事務局は、申請書の提出があった際には、書類の体裁が整っているか、現地の状況はどうか、転用の影響はないか等々の審査をされていると思います。
	議長	一方で、委員さんにおかれては、現地確認を行い、関係者から事情を聞いて、総会でご報告を頂き、審議をしているわけであります。
	議長	許可権者は県ですが、町の意見がどのように尊重されているのか、町と県との連携、関係は良好なのか、スムーズなやりとりが行われているのか、一般論として、そのあたりについて、教えて頂ければと存じます。
	議長 事務局	事務局。 一般的には、農業委員会の意見は、こういう結果ですということで、県へ送付するわけですが、近年は、農業委員会と県の考えが異なるような申請は、なかったと思います。
	議長	また、そうならないように、少しでも疑わしい申請については、事前に県と確認、調整を行い、総会に臨むように心がけております。
	議長	清水推進委員。 今の説明ですと、寄居町の意見は十分に尊重されているということでいいのでしょうか。
	議長 事務局	事務局。 町と県の考えが、合致するよう心がけております。
	議長	ただ、意見書を送付したあとも、県としても許可基準がありますから、幾度か、申請の補正事項と言われる内容確認が行われるケースがございます。
	議長	その作業の対応に、少し時間がかかる場合もあり、申請者側をいらつかせてしまうような場合もないとは限りませんが、御質問の県との関係性については、良好であると考えております。
	議長 清水推進委員	清水推進委員。 承知いたしました。もう1点、戸屋委員の件に関してですが、申請者が県外であったり、農業委員会の制度をよく知らない方であったりすると、今回のようなケースが起こるわけです。
	議長	申請を受けた段階で、その方に対して、農業委員等が事情を伺う場合がありますと、伝えて頂けると、トラブルも少なくなるものと思います。
	議長	要望となりますが、よろしく願いいたします。
	議長	他に何かございますか。
	議長	(委員から、「なし」の声)
	議長 事務局長	よろしいですか。事務局から何かありますか。 事務局から1点、ご連絡いたします。

議長
事務局長

次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。

10月28日、月曜日の午後1時30分から促進協議会、促進協議会終了後に引き続き、総会をお願いいたします。

総会の開始時刻は、促進協議会の議案数により、決定したいと存じますので、開催通知にて、お知らせいたします。

繰り返します。10月28日、月曜日の午後1時30分から促進協議会、促進協議会終了後に引き続き、総会をお願いいたします。

それでは、他に無いようですので、令和6年第9回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

石附 征夫 委員 金子 達 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年9月25日

議 長

室岡重雄

委 員

金子 達

委 員

石附征夫